

2014年1月10日 全8頁

法律・制度のミニ知識

企業実証特例制度について

産業競争力強化法が成立

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 産業競争力強化法が2013年12月4日に成立し、それに関連する政令等の案が公表され、2014年1月中下旬の施行が目指されている。
- ここでは、企業単位で規制の特例措置を適用するという「企業実証特例制度」という制度を見ていく。
- 成立した産業競争力強化法、案段階の政令等、国会審議の議事録などを手がかりに、どのような制度か探っていく。

1. はじめに

【私見なども織り交ぜ、「企業実証特例制度」を検討】

2013年（平成25年）12月4日、「産業競争力強化法」が成立しました。この法律は盛り沢山の法律です。ここでは、「企業実証特例制度」という制度を見ていきたいと思います。

この企業実証特例制度は、新しい制度であり、いろいろな事業分野、場面に使えるようにと法律では抽象的にしか書いていないためなのか、なかなか具体的なイメージを組み立てづらいつ感じています。運用などが積み重ねられる中で制度に磨きがかかっていくような制度なのかも知れません。そこで、個人的な意見、解釈、推測などを織り交ぜて、この企業実証特例制度を考えてみたいと思います。それゆえに、私見にわたる部分が多くなりますがご容赦ください。

【主な資料】

筆者なりに資料を集めてみましたが、執筆にあたり見つけられたものは限られています。参考までに、主に用いたもののURLを以下の掲げておきます。

①経済産業省の資料

- ・「産業競争力強化法」が成立しました（ウェブサイト）^{（注1）}

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

（注1）この経済産業省のウェブサイトを見ると、関東経済産業局などで説明会が開催されています。しかし、説明会の内容は、このレポートには反映されていませんのでご容赦ください。なお、そこで使われた資料などは執筆段階では見つけられませんでした。

- ・産業競争力強化法施行令（案）等に対する意見募集について（ウェブサイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595113068&Mode=0>

②国会審議にかかる議事録

- ・衆議院 経済産業委員会の議事録（2013年11月8日、同月12日）

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_rchome.htm

- ・参議院 経済産業委員会の議事録（2013年11月21日、同月26日）

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kaigirok/kaigirok.htm>

③参議院の「調査室作成資料」の中の「経済のプリズム 第120号」

- ・「産業競争力強化法案の概要と主な論点」（参議院経済産業委員会調査室 柿沼 重志・中西 信介）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h25pdf/201312002.pdf

2. 産業競争力強化法の施行に向けて

【産業競争力強化法の成立、政令案の意見募集など】

産業競争力強化法の法案は、2013年10月15日に閣議決定され、国会に提出されました。まず衆議院で審議され修正が加えられた上で11月19日に可決されました。その後参議院で修正された法案が審議され12月4日に可決され、成立しました。公布日は12月11日でした。

その12月11日には、政令の案など、具体的には「産業競争力強化法施行令」の案などが公表され、意見募集が開始されました^{（注2）}。募集期間は、一部修正があった関係で2014年（平成26年）1月9日までのものと、1月11日までのものがあります。

（注2）このレポートの「1.」の「①」で掲げたウェブサイト、「産業競争力強化法施行令（案）等に対する意見募集について」で見ることができます。

なお、産業競争力強化法などの施行日は、その意見募集を始めた案などを見てみると、多くの部分は2014年1月中下旬を目指しているようです^(注3)。

(注3) この点については、このレポートの「1.」の「①」で掲げたウェブサイト、「産業競争力強化法施行令（案）等に対する意見募集について」にある、PDFファイル「全体の概要」に注目してください。

【産業競争力強化法は、盛り沢山】

産業競争力強化法を見ますと、盛り沢山な法律といえるのではないかと思います。

例えば、日本再興戦略の実行を図るため、「集中実施期間」（5年間）を定め、政府全体で計画的取組を進める実行体制を確立するため、実行計画を策定することを定めています。

また、規制改革推進のために「企業実証特例制度」や、具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」が定められています。

そして、産業の新陳代謝の促進を図るため、ベンチャー投資の促進などの施策が定められています。

なお、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下、「産活法」）に盛り込まれた措置（産業革新機構、早期事業再生の円滑化等）のうち、戦略の実行・加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で取り込まれています（産活法は産業競争力強化法の附則で廃止されます）^(注4)。

(注4) 産活法については、経済産業省の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/index.html>

産業競争力強化法には、企業実証特例制度などのいろいろな制度が組み込まれています。経済産業省が公表している「参考資料 産業競争力強化法の概要」^(注5)などでこれらの制度を見ますと、企業からの働きかけがあってはじめて機能してくるものではないかと思えます。また一方で、今後形作られてゆく実際の運用がこの制度の評価を決めてくるとも思われます。現段階では運用にかかる部分などに不明な点も多く、今後の運用によって、より使いやすいものになっていくことが必要だとも思われます。

(注5) このレポートの「1.」の「①」で掲げたウェブサイト、「『産業競争力強化法』が成立しました」で見ることができます。

3. 企業実証特例制度とは

【企業実証特例制度（通称）とは】

「企業実証特例制度」という用語は、法令などに定義されている用語ではなく、通称であるようです。産業競争力強化法の法案が提出されたときにも使われていました。

この企業実証特例制度を簡単にいうと、企業自らが、新事業開拓（新事業活動）の取組と安全性等の措置（規制の代替措置）をセットで提案することにより、企業単位で特例的に規制を緩和しうる制度ということになると思います^(注6)。

(注6) 法案が閣議決定された際に経済産業省が公表した資料「『産業競争力強化法案』が閣議決定されました」の中の、「企業実証特例制度（通称）の創設」の部分において次のように記載されていました。

骨太の規制改革を推進するツールとして、企業自らが安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、企業単位で規制の特例措置を適用する制度を創設します。企業の技術力等に着目し、全国一律の規制改革を先導するとともに、産業競争力の強化と安全性等の確保・向上を同時に目指します。

なお、この資料は、経済産業省の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131015001/20131015001.html>

【国会審議にかかる議事録などから】

参考までに、このレポートの「1.」の「②」で掲げた国会審議にかかる議事録などを読み、筆者なりに理解したところを述べておきたいと思います。どのような制度かをイメージするうえで少しでも助けになればと考えています。

①規制改革の一手段

企業実証特例制度は、三層構造での規制改革（規制緩和）のひとつと位置づけられています。三層構造での規制改革とは、次のとおりです。

- ・ 規制改革会議の検討を通じた全国レベルでの規制改革。
- ・ 国家戦略特区という形で地域単位での規制改革。
- ・ 企業実証特例制度による企業単位での規制改革。

全国レベルでの規制改革（規制緩和）の実現が難しいものでも、まず企業単位で進めて、特段の問題のないことが確認できれば、全国に広めていくことを目指しているそうです。

なお、同じ案件で同じ安全性等の措置がとられる場合、規制緩和の特例が認められる企業は必ずしも1社というわけではないようです。例えば、A社が安全性等の措置を取ることで規制緩和の特例が認められた後、B社も同じ措置を取るならばB社にも同じ規制緩和の特例が認められることもあるそうです。

②間口の広い制度

企業実証特例制度は、産業競争力強化法上、事前にこの分野を対象にする、あるいはしないという線引きはしていません。最終的に規制緩和の特例が認められるかどうかは別として、新事業活動に伴って実施されるものであることは必要であるようですが、広く門戸が開かれているようです。

そのためもあってか、この制度がどのように使われるかのイメージがわきにくいという面もあります。その中で経済産業省などが掲げている一例として、「安全措置を担保できる企業に対し、自動車の自動走行実証を公道で行うことを特例的に認める」^(注7) というものがあります^(注8)。

(注7) 「第9回 産業競争力会議」(2013年5月22日)の「資料7 茂木経済産業大臣提出資料」より引用しました。首相官邸の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai9/siryou.html>

(注8) 企業実証特例制度の労働規制への適用につき、国会の審議などでも懸念などが提起されています。筆者が理解した範囲では、労働規制への適用は法律上排除されていないが、もし企業から提案があれば、労働基準法の定める最低基準を逸脱していないかチェックされ検討されるという旨の答弁がなされていたように思います。なお、この点については、日本労働組合総連合会は産業競争力強化法成立の際に以下のウェブサイトで談話を公表しています。

http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2013/20131205_1386210822.html

③事業所管省庁等と規制所管省庁等との調整

企業実証特例制度については、次のイメージが典型的な形、もしくはわかりやすい形として語られています。

- ・企業実証特例制度を使いたいと思った企業が、企業が行おうとする事業を所管する「事業所管省庁等」に提案を行います。
- ・その提案を受けた事業所管省庁等でその提案内容を精査した上で、規制緩和の特例を認めてもらう必要がある規制を所管する「規制所管省庁等」と協議、調整を行い、規制緩和の特例の実現を目指します。

実際には、事業所管省庁等が複数の場合や、規制所管省庁等が複数の場合もあります。また事業所管省庁等や規制所管省庁等が、同じ省庁等であることもあるそうです。例えば同じ省庁の場合でも、その省庁の事業を所管する部署と規制を所管する部署が違えば、それぞれの部署が事業所管省庁等と規制所管省庁等のような役割を果たし、協議、調整が行われていくことになるようです。

なお、最初の典型的な形として語られているイメージをもとにしますと、事業所管省庁等と規制所管省庁等が、規制改革(規制緩和)のため努力するという運用がなされなければ、規制を緩和する方向に進まないのではないかとの問題提起も国会における審議でされていました。

4. 企業実証特例制度に関わる条文をみていくと

【条文に注目】

ここでは、「産業競争力強化法」と、現意見募集されている案である「産業競争力強化法施行規則（条文案）」及び「産業競争力強化法施行規則（様式集）」^(注9)につき、企業実証特例制度に関わる条文などを見ていきたいと思えます。なお、「産業競争力強化法施行規則（条文案）」及び「産業競争力強化法施行規則（様式集）」は、執筆段階の案ですので、今後変更される可能性があることにはご注意ください。

(注9) 「産業競争力強化法」と、「産業競争力強化法施行規則（条文案）」及び「産業競争力強化法施行規則（様式集）」はこのレポートの「1.」の「①」で掲げたそれぞれのウェブサイトで見ることができます。「産業競争力強化法」は「『産業競争力強化法』が成立しました」のウェブサイトを、「産業競争力強化法施行規則（条文案）」及び「産業競争力強化法施行規則（様式集）」は「産業競争力強化法施行令（案）等に対する意見募集について」のウェブサイトをご覧ください。

【企業実証特例制度利用のために要望書を提出】

企業実証特例制度を利用しようとする企業は、産業競争力強化法 8 条 1 項に基づき、主務大臣に、実際には事業所管省庁等（になると思われませんがそこ）に、「産業競争力強化法施行規則（条文案）」5 条 1 項に従い、実施しようとする新事業活動の目標、内容及び実施時期、整備を求める新たな規制の特例措置の内容等を記載した要望書^(注10)の原本一通とその写しを提出しなければなりません。

(注 10) 案である「産業競争力強化法施行規則（様式集）」の中の「様式第一」によることとなります。

産業競争力強化法 8 条 1 項などに、新たな「規制の特例措置」という言葉が出てきます。この定義は産業競争力強化法 2 条 2 項^(注11)にあります。筆者がこの条文を最初に読んだときには、理解できませんでした。国会審議にかかる議事録などを読み、この「規制の特例措置」という言葉には、企業実証特例制度における安全性等の措置、（その企業だけに認められる）規制緩和の特例などを含む言葉だとわかりました。

(注 11) 産業競争力強化法 2 条 2 項を引用しておきます。

この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動について適用されるものをいう。

産業競争力強化法 2 条 2 項、8 条 1 項を読んでいくと、企業実証特例制度は「新事業活動」に

関連して行われることが想定されていると思われます。ところで、新事業活動とは何でしょうか。この定義は、産業競争力強化法2条3項^(注12)と「産業競争力強化法施行規則(条文案)」2条^(注13)で規定されています。なお、筆者にはこれだけで具体的なイメージは浮かびませんが、間口が広いだけに条文に書き込むにも限界があるのでしょうか。この点に限ったことではないですが、今後、ガイドラインや事例集などが出てくることに期待しています。

(注12) 産業競争力強化法2条3項を引用しておきます。

この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であって、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

(注13) 「産業競争力強化法施行規則(条文案)」2条を引用しておきます。

法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性(資源生産性(エネルギーの使用又は鉱物資源の使用(エネルギーとしての使用を除く。))が新事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。)を含む。)の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。

【要望書に対する省庁等の動き】

要望書の提出を受けた事業所管省庁等が規制所管省庁等でもある場合についての省庁等の対応について、産業競争力強化法8条2項・4項に規定されています。新たな規制の特例措置を講ずる場合は、その内容などを要望書の提出者(企業)に通知するとともに、公表しなければならないとされています。また講じない場合は、提出者(企業)にその理由などを通知することが規定されています。

事業所管省庁等と規制所管省庁等とが異なる場合については、産業競争力強化法8条3項・5項～7項に規定があります。同様に通知や公表などに関することが定められています。

なお各省庁等の事務処理期間の目安が、「産業競争力強化法施行規則(条文案)」5条3項・4項・6項・8項に1ヶ月と示されています。1ヶ月では困難な場合が予想されますので、期間を延長するための条文もあります。同条5項・9項です。その場合には、毎月、提出者(企業)に検討状況を通知することが必要とされています。

【実施の際には計画の認定も必要】

企業が認められた規制緩和の特例など(規制の特例措置)を実際に利用するには、「新事業活動計画」を作成し主務大臣に、実際には事業所管省庁等(になるとは思われますがそこ)に提出し、認定を受ける必要があります。そのことが産業競争力強化法10条に書かれています。ま

た新事業活動計画の変更については産業競争力強化法 11 条に規定されています。

これらの条文を受けて、より詳細な新事業活動計画の認定を得るための申請手続等について規定しているのが、「産業競争力強化法施行規則（条文案）」7 条～11 条になります^(注 14)。なお、新事業活動計画では、実施期間を原則として 5 年以内とし、5 年を超える場合には新たな期間に関する変更の認定を受けるべき旨が規定されています（「産業競争力強化法施行規則（条文案）」7 条 5 項、9 条 6 項）。

（注 14）新事業活動計画の認定申請書については、案である「産業競争力強化法施行規則（様式集）」の中の「様式第七」などをご参照ください。

【規制改革の推進】

企業実証特例制度に関して、「規制改革の推進」という題名が付けられた条文が存在します。産業競争力強化法 15 条です。省庁等は、企業実証特例制度により特定の企業が先行的に規制緩和の特例など（規制の特例措置）を利用して事業に取り組んだ結果を踏まえて、諸外国の規制の状況や技術の進歩の状況などを考慮し、規制改革（規制緩和）を推進すべく取り組むべきことが規定されています。

5. 終わりに

以上、執筆にあたり収集できた資料を基に、私見を交えながら、産業競争力強化法の「企業実証特例制度」について述べてきました。将来的には私見の部分などを改めなければならないかもしれませんが、少しでも「企業実証特例制度」の理解に役立てば幸いです。